

中国税務速報

2024年11月

一. 【署令〔2024〕272号】中華人民共和國税関輸出入貨物課税管理弁法

10月28日、税関総署は『中華人民共和國税関輸出入貨物課税管理弁法』を公布した。本弁法は2024年12月1日より施行される。

本弁法によると、納税者や源泉徴収義務者が、税関が発行した催告書の送付日から10日以内に、正当な理由なく税金や延滞金を納付しない場合、税関は承認を経て強制執行措置を行うことができる。具体的には、銀行等の金融機関に書面で通知し、納税者の預金や送金から納税額相当の金額を差し押さえることや、納税者や源泉徴収義務者の納税額に相当する貨物やその他の財産を差し押さえること等。

出典：<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6176512/index.html>

二. 【国家税務総局 財政部 中国国家鉄路集团有限公司公告 2024年第8号】国家税務総局 財政部 中国国家鉄路集团有限公司による鉄道旅客運送における完全デジタル化電子発票の推進に関する公告

10月18日、国家税務総局は『国家税務総局 財政部 中国国家鉄路集团有限公司による鉄道旅客運送における完全デジタル化電子発票の推進に関する公告』を発表した。この公告は2024年11月1日より施行される。

- 公告では、電子発票（鉄道電子チケット、以下同様）の基本内容、発票番号およびコード規則、乗客および団体による照会、確認、ダウンロード、利用に関する事項について説明している。
- 乗客は、旅程終了または払い戻しや変更手数料を支払った後、鉄道12306（ウェブサイトおよびモバイルアプリ）を通じて電子発票を取得し、照会、ダウンロード、印刷が可能となる。団体は、税務デジタルアカウントを通じて電子発票の照会、確認、ダウンロード、印刷および用途確認などを行えるほか、全国増値税発票照会プラットフォームを利用して確認が可能となる。団体が一般納税者である場合、電子発票を増値税の控除証憑として用い、現行規定に従って仕入税額を確定する。
- 公告には、2025年9月30日までの移行期間が設けられている。移行期間中は「紙と電子の併行使用」が認められ、乗客は鉄道チケット（紙の領収書）での経費精算が可能であり、団体も鉄道チケット（紙の領収書）に基づいて会計処理を行い、規定に従って増値税の仕入税額控除を計算することができる。

出典：https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202410/content_6981415.htm

三. 【財政部 税務総局 住宅都市農村建設部公告 2024年第16号】財政部 税務総局 住宅都市農村建設部による不動産市場の安定的かつ健全な発展を促進するための税制政策に関する公告

2024年11月12日、財政部、税務総局、住宅都市農村建設部は、不動産市場の安定的かつ健全な発展を促進するための税制政策に関する公告を発表した。主な内容は以下のとおりである。

1. 住宅取引における契税（不動産取得税に相当）に関する政策：

(1) 個人が家族（家族の範囲には、住宅購入者、配偶者、未成年の子を含む、以下同じ）の唯一の住宅を購入する場合で、住宅面積が140平方メートル以下であれば契税の税率は1%に軽減され、140平方メートル以上であれば1.5%に軽減される。

(2) 個人が家族の2軒目の住宅（既に1軒の住宅を所有している家族が購入する2軒目の住宅）を購入する場合、住宅面積が140平方メートル以下であれば契税の税率は1%に軽減され、140平方メートル以上であれば2%に軽減される。

(3) 納税者が税制優遇措置を申請する場合は、主管税務機関に対し、家族構成証明書及び購入地の不動産管理部門が発行する納税者家族の住宅状況に関する書面の照会結果を提出しなければならない。

2. 普通住宅・非普通住宅基準が廃止された都市に関する土地増値税および増値税に関する政策について：

(1) 『中華人民共和国土地増値税暫定条例』第8条第1項に基づき、普通住宅・非普通住宅基準が廃止された都市においては、納税者が普通基準の住宅を建設して販売し、付加価値額が控除対象額の20%を超えない場合、土地増値税を引き続き免除する。

(2) 北京市、上海市、広州市、深圳市において、普通住宅・非普通住宅基準が廃止された場合、全国の他の地域と同様に、個人による住宅販売に関する増値税政策が一律に適用され、これらの都市において、個人が2年以上（2年を含む）保有した住宅を対外販売する場合、増値税を免除する。

本公告は2024年12月1日より施行される。「財政部 国家税務総局 住宅都市農村建設部による不動産取引における契税及び営業税の優遇政策の調整に関する通知」（財税〔2016〕23号）は同時に廃止される。2024年12月1日以前に個人が住宅を購入・販売し、増値税・契税が未申告である場合、本公告の規定に合致すれば本公告に基づき処理することができる。

出典：https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6986750.htm